

青森県報

第四千四百八十五号

平成三十年
八月六日
(月曜日)

目次

告示

- 救急病院の設置……………(医療業務課) ……一
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(水産振興課) ……一
- 右 同……………(下北地域) ……一

公告

- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……二
- 普通旋盤の購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……四
- 右 同……………(県民局) ……四
- 右 同……………(同) ……四

告 示

青森県告示第五百六十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成三十年八月六日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
-----	-------	---------

独立行政法人国立病
院機構青森病院

青森市浪岡大字女鹿沢字平野
一五五の一

平成三十三年八月七日

青森県告示第五百七十号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月六日

青森県知事 三村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項	期 間	場 所
平内	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	指定漁船調査の縦覧	
東津軽郡平内町大字東田沢字三ツ角三一の五	笹原 守榮	平成三十年八月六日から同月二十日まで	平内町漁業協同組合
東津軽郡平内町大字茂浦字茂浦三六の一七	須藤 十一郎		
東津軽郡平内町大字清水川字和山八六の一七	塩越 秀一		

青森県告示第五百七十一号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月六日

青森県知事 三村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
下風呂	発起人の住所及び氏名	期 間
下北郡風間浦村大字下風呂字鳥谷場ノ上一五の五七	橘 和幸	平成三十年八月六日から同月二十日まで
下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ下一の二	坪 勝信	場 所
下北郡風間浦村大字下風呂字甲平ノ下の三	吉田 清	下風呂漁業協同組合

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、穴久保地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成三十年八月七日から同年九月三日まで
- 三 縦覧の場所
南部町役場

普通旋盤の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六の規定により公告する。

平成三十年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 次に掲げる物品（以下「調達物品」という。）の購入とする。
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の適用を受ける。
普通旋盤 十式
- 2 調達物品に要求する性能等は、入札説明書による。
- 二 納入期限
平成三十一年三月二十日
- 三 納入場所
五所川原市大字湊字船越一九二 青森県立五所川原工業高等学校 電子機械科実習棟 F A実習室
- 四 入札に参加する者に必要な資格
 - 1 地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。
 - 3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
 - 4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に

知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。
5 調達物品又はこれと同等の類似品について納入実績があることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、平成三十年八月二十七日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一
青森県出納局会計管理課物品調達グループ
電話 〇一七―七三四―九一〇四

4 提出部数 三部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一
青森県出納局会計管理課物品調達グループ
電話 〇一七―七三四―九一〇四

七 入開札の日時及び場所

1 日時
平成三十年九月十八日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎南棟一階 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第五百九十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされると判断した製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Ten (10) Engine Lathes

2 Time limit for tender:

18 September, 2018

(Please refer to a bid manual in time.)
3 Contact Point for the notice:

Account Management Division
Accounting Bureau
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9104

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社志田
- 二 代表者の氏名 神憲幸
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字久栗坂字浜田六九一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二六）第一〇〇四九八号
- 五 取消年月日 平成三十年七月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十年七月一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社鶴谷工業
- 二 代表者の氏名 鶴谷千代治
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字六枚橋字磯打六五の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一〇〇一二二号
- 五 取消年月日 平成三十年七月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業及び石工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭